

愛する婦恋基金感謝券
婦恋村クーポン券

取扱店登録申請書

令和 年 月 日

婦恋村長 様

婦恋村ふるさと納税「愛する婦恋基金感謝券」および婦恋村クーポン券の取扱店募集要領に同意し、取扱店登録を申請します。

★印の箇所は取扱店一覧表に掲載され、広報されます。

ふりがな			
★事業所名			
★事業所所在地	(〒 -) 婦恋村大字		
★事業所電話番号			
代表者名			
代表者住所	〒(-) ※事業所所在地と同じ場合は記入不要です		
代表者電話番号			
★業種 (加盟店一覧でジャンル分けに使用します)	A 小売 B 飲食 C 宿泊 D 宿泊・飲食 (飲食のみの利用もできる場合) E サービス F その他()		
★商品券を使える商品・サービス			
換金振込先	銀行 信用組合 信用金庫 農協 その他		本店 本所 支店 支所 出張所
	預金種別	普通 当座	口座番号
	フリガナ		
※換金は振込のみです	口座名義		

※村内に複数の事業所がある場合は事業所ごとに本申請書をご提出ください。(1事業所1枚)

◎ 「愛する婦恋基金感謝券」を使える商品・サービスについて
感謝券で交換できるものには条件があります。そのため、感謝券加盟店一覧とクーポン券等加盟店一覧で取り扱い商品の掲載内容を変えさせていただくことや、感謝券加盟店一覧には掲載しないことがありますのでご了承ください(その場合は、登録完了後にお送りするご案内でお知らせします)。
詳しくは別紙「感謝券で交換できるもの・できないものについて」をご覧ください。

◎ この申請書の提出先・お問い合わせ先
〒377-1692 婦恋村大字大前110 婦恋村役場 未来創造課
TEL:0279-96-1257 FAX:0279-96-0516
※郵送又は直接持参の上、ご提出ください。

感謝券で交換できるもの・できないものについて

愛する孀恋基金感謝券は、総務省のふるさと納税制度を活用した事業です。そのため、感謝券で交換できるものは地方税法において総務大臣が定める返礼品の基準を満たすものに限られています。

事業者の皆様におかれましては、下記基準をご確認いただき、基準を満たさないものは感謝券で交換しないようご協力をお願いいたします。

返礼品基準を満たすもの(交換できるもの)

- ・孀恋村で生産・製造されたもの
- ・主要な原材料が孀恋村で生産されたもの
- ・主要な加工が孀恋村で行われたもの
- ・孀恋村内で行われる、物品交換以外のサービス
- ・明らかに孀恋村のPR品であると分かるオリジナルの品物

例：孀恋村産農産物、宿泊、飲食、温泉、スキー・ゴルフ・キャンプ、孀恋村をPRするオリジナルポストカード、孀恋村内で行う整体・散髪・洗車 等

返礼品基準を満たさないもの(交換できないもの)

- ・孀恋村以外で生産・製造されたもの

例：ガソリン、家電、日用品、他地域産の農産物、村外企業が製造する材料の一部に孀恋村産野菜を使った総菜パン 等

※もともと交換できないもの

- ・国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、水道料金等の公共料金、給食費等）
- ・有価証券、商品券、ヒール券、凶言券、切手、印紙、ノリハイトフード等の採金性の高いもの
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ、プリペイドカードへの入金
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

【その他 詳細な判断基準】

総務省 | ふるさと納税ポータルサイト

トップページ>ふるさと納税トピックス一覧>ふるさと納税に係る指定制度について

・平成31年総務省告示179号

・「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」
(平成31年4月1日付事務連絡)



https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html

判断に迷う場合は下記あてご相談ください

孀恋村役場 未来創造課 ふるさと納税係

TEL:0279-96-1257

Mail:furusatonouzei@vill.tsumagoi.lg.jp